

1 指定の対象について

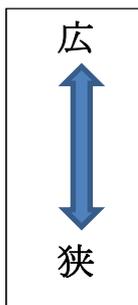
条例個別指定の対象となる NPO 法人の範囲

(1) 他都市の例

	指定の対象	政令市	県
1	活動場所	・市内で活動していること	・県内で活動していること
		横浜市、川崎市、相模原市	神奈川県、滋賀県
2	事務所の所在	・市内に事務所を有する 京都市	・県内に事務所を有する 京都府
		・市内に主たる事務所を有する —————	・県内に主たる事務所を有する 熊本県、大分県、北海道、奈良県、三重県
3	活動場所＋事務所	・市内で活動し、市内に事務所を有する 札幌市	・県内で活動し、県内に事務所を有する 鳥取県
		・市内で活動し、市内に主たる事務所を有する 千葉市	・県内で活動し、県内に主たる事務所を有する 埼玉県、長野県

(2) 指定基準（事務局案）

指定の対象



- ・法人事務所の所在地、活動の対象等の範囲を限定しない。
- ・熊本市内で活動している法人。
- ・熊本市内に事務所を有する法人。
- ・熊本市内にのみ事務所を有する法人。
- ・熊本市内で活動し、熊本市内に主たる事務所を有する法人

事務局案：熊本市内にのみ事務所を有する法人

(指定の対象を熊本市が所轄庁である法人に限定する)

- ・指定の対象が熊本市が所轄庁の法人となるため、法人や市民にとって分かりやすい。
- ・定款変更等の届出事項等の受付・相談や市民活動支援センターの事業等で身近に接するため、活動の実態等が把握しやすく、指定の審査の精度と制度の信頼性の向上を図ることができる。
- ・役員変更等の届出書類等も市で管理しているため、指定後の事業報告書等や役員報酬規定等の提出書類の確認も適切に処理できる。